

27宗元第244号
平成27年12月9日

宗像市監査委員 佐藤 光俊 様
宗像市監査委員 小田 英俊 様

宗像市長 谷井博美
(元氣な島づくり課元氣な島づくり係)

財政援助団体等監査の結果に基づく措置状況について(報告)

平成27年11月30日付け27宗監第159号で通知のあった標記の件について、別紙のとおり報告します。

財政援助団体等監査の結果に基づく措置状況について（報告）

（別紙）

（元気な島づくり課） 実地監査実施日：平成26年11月19日 監査対象年度：平成26年度

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>株式会社むなかた大島に対する公の施設の指定管理に関する事務について、次のとおり不備や不適切な点があり、改善を要する事項が認められた。</p> <p>ア 指定管理者指定申請について (ア)指定管理の申請に伴う提出書類は福岡県大島港大島海洋体験施設管理条例施行規則（以下「条例施行規則」という。）第2条に規定されているが、所管課が作成した「指定管理者指定申請書作成要領」の提出書類と内容が一部異なる。また、申請者の提出書類に不足しているものがあるが、適切な指導を行わず受理している。 (イ)事業年度は4月から翌年の3月までが1年度であるが、施設維持管理計画の実施月が5月から翌年の4月までの1年間の計画となっていることについて指導していない。 (ウ)収支計画書算定内訳書（条例施行規則第2条第2項第8号様式第4号）は、名称の欄に既に記載している分以外の経費を記入する場合は、備考の欄にその内容を記入することとなっているが、記入のないものがある。また、様式には支出項目の維持管理費に保険料の名称があるが、提出の収支計画書算定内訳書には必須科目の保険料の名称が削除されているが、そのことを指導していない。 (エ)事業計画書の自主事業計画の内容は、仕様書の業務内容と同一のものである次の項目があるにもかかわらず、そのまま受理している。 情報の発信の強化に関すること、 特産加工品の開発に関すること、 特産品の展示販売に関すること、 イベント等に関</p>	<p>ア 指定管理者指定申請について (ア)次期（開始年度：平成29年度）指定管理者選定から、規則第2条に規定されている指定管理の申請に伴う提出書類と「指定管理者指定申請書作成要領」の提出書類の内容を統一することとしました。また、申請者からの提出書類が不足しているときは、提出されるよう適正に指導します。 (イ)施設維持管理計画の実施開始月を事業年度の開始月と合わせるよう指導しました。次期（開始年度：平成29年度）指定管理者選定から合わせることにしています。 (ウ)次期（開始年度：平成29年度）指定管理者選定から、収支計画書算定内訳書（様式第4号）の名称欄に必要な項目の名称を改めて検討し、必要と認められる場合には様式を変更する旨、規則を改正します。ただし、様式変更の必要性が認められない場合には、現行の規則に規定されているとおり運用することとし、その旨を指導します。 (エ)次期（開始年度：平成29年度）指定管理者選定から、事業計画書において、自主事業計画と仕様書に定める業務内容との区分を明確にし、これらが混在することがないよう改善してもらうとともに、事業計画書が市に提出された際は、適正なチェックを行うこととしました。</p>

すること、島の産業振興に関すること、マイクロバスの運行に関すること

イ 基本協定書について

(ア) 第5条第2項は、自主事業を実施する場合は、事前に自主事業に係る計画書を提出しなければならないとあるが、自主事業に係る計画書が提出されていないにもかかわらず、そのことを指導していない。

(イ) 第5条第3項は、施設の設置目的に合致しない目的で施設を利用しようとするときは、事前に目的外使用許可を受けなければならないとあるが、目的外使用許可を受けずに自動販売機を設置していることを指導していない。

(ウ) 第8条第2項は、指定管理者は、条例の規定の範囲内で市長の承認を得て、利用料金の額を定めるものとするがあるが、利用料金の承認を得ておらず、そのことを指導していない。

また、大島海洋体験施設のパンフレット、ホームページに掲載の釣堀利用料金の時間帯が条例の内容と異なる。

(エ) 第9条第2項は、指定管理料は指定期間内において23,326千円を上限とすることを原則とするがあるが、その額となる積算等が基本協定書締結の起案文書に添付されていないため、額の算定の根拠が明確でない。

(オ) 第12条は、指定管理者は管理業務に係る業務責任者を定めて本施設に配置し、氏名その他必要な事項を報告するものとするがあるが、業務責任者に関する報告がないにもかかわらず、そのことを指導していない。

(カ) 第14条第1項は、指定管理者は毎年市が指定する期日までに、次年度の管理業務に係る事業計画書等を提出しなければならないとあるが、事業計画書等が提出されていない。また、所管課の提出要請の事蹟もない。

(キ) 第15条は、業務報告書の提出項目に管理業務の実施状況が

イ 基本協定書について

(ア) 指定管理者が自主事業を実施しようとするときは、自主事業に係る計画書を事前に市に提出するよう指導しました。

(イ) 既設の自動販売機の設置に関し、目的外使用許可の手続を行うよう指導しました。新たに自動販売機を設置するとき等は、目的外使用許可を受けるよう改めました。

(ウ) あらかじめ市長の承認を得て利用料金の額を定めるよう指導しました。また、大島海洋体験施設のパンフレット、ホームページに掲載している釣堀利用料金の時間帯を条例の内容と統一するよう変更しました。

(エ) 基本協定書締結の起案をするときは、指定管理料の上限額(積算等)が分かる文書を添付するよう改めました。

(オ) 業務責任者を定めたときは、氏名その他必要な事項を報告するよう改めました。

(カ) 次年度の管理業務に係る事業計画書を毎年市が指定する期日までに提出するよう指定管理者に要請し、適正に提出されるよう指導しました。

(キ) 規則様式第7号の項目名のうち「1 運営状況」を「1 管理状況」に改正することとしました。

<p>あるが、規則の様式7号は運営状況となっているため、全報告書に管理業務の実施状況の記載がない。</p> <p>(ク)第16条は、事業報告書の提出項目に管理業務の実施状況があるが、規則の様式6号は運営状況となっているため、指定管理者から提出された報告書には管理業務の実施状況の記載がない。</p> <p>ウ 仕様書について 事業評価の結果は、市公式ホームページ等でその概要を公表するとあるが、市公式ホームページでは確認できない。</p> <p>エ 事業評価について 事業評価について平成26年5月30日に文書の起案を行っているが、決裁日を記載していない。</p> <p>オ 事業報告書について (ア)「大島海洋体験施設に係る利用料金及び事業収入実績 1」と「大島海洋体験施設に係る管理経費の収支状況」の人件費について総額は同額であるが、内訳の支出科目の額が異なる。 (イ)事業報告の審査のチェック表がないため、審査をどのように行っているのか確認できない。</p>	<p>(ク)規則様式第6号の項目名のうち「1 運営状況」を「1 管理状況」に改正することとしました。</p> <p>ウ 仕様書について 事業評価の結果を総務課がとりまとめて市公式ホームページで公表しました。</p> <p>エ 事業評価について 決裁をしたときは、起案文書の決裁日を記載するよう改めました。</p> <p>オ 事業報告書について (ア)「大島海洋体験施設に係る利用料金及び事業収入実績 1」と「大島海洋体験施設に係る管理経費の収支状況」の支出科目の内訳と額が統一されるよう指導しました。 (イ)事業報告の審査をするに当たり、チェック表を作成し、適正な審査を実施しました。</p>
--	--